

韓国における放送メディア通信委員会法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目 次

はじめに

I 韓国における放送・通信分野の独立規制機関

- 1 放送通信委員会の新設
- 2 放送通信委員会の概要
- 3 委員構成及び委員長の任期に係る問題点
- 4 委員任命をめぐる混乱

II 李在明政権における放送メディア改革

- 1 公営放送のガバナンス改革
- 2 公営放送の理事の選任方法の変更
- 3 放送メディア通信委員会への改組

III 放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

IV 放送メディア関連改革に関する評価

- 1 公営放送のガバナンス改革
- 2 放送メディア通信委員会への改組

おわりに

翻訳：放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律（法律第 21379 号）

キーワード：放送通信委員会、放送通信審議委員会、放送メディア通信委員会、放送メディア通信審議委員会、放送通信委員会の設置及び運営に関する法律、放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律、放送法、韓国教育放送公社法、放送文化振興会法、韓国放送公社、韓国教育放送公社、文化放送、放送文化振興会、KBS、EBS、MBC

要 旨

放送・通信分野における独立規制機関として2008年2月に発足した放送通信委員会は、設立当初から政治的独立性に課題を抱えており、尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権下では、同委員会の業務遂行を困難にするほどの深刻な政治的対立へと発展した。尹政権の次の李在明（イ・ジェミョン）政権発足後、政権与党となった「共に民主党」は、公営放送に対する政治的影響力を排除することを目標に掲げ、理事の選任方法等を変更するための法改正を行うとともに、放送通信委員会の改革を目的とした「放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律」を制定した。しかし、放送通信委員会を改組して新たに発足した放送メディア通信委員会に対しても、委員構成等に対する問題点が指摘されており、政治的独立性に関しては依然として課題が残されている。

はじめに

放送・通信分野における規制の在り方は国ごとに異なっている。日本では独任制の行政庁である総務大臣が、放送・通信分野全般を所掌するとともに、放送・通信分野の規制も担っているが、欧米の主要国を始めとして独立規制機関を設置している国も少なくない⁽¹⁾。

韓国は、放送・通信分野における独立規制機関を設置している国の一つであり、合議制行政機関として2008年2月に設置された放送通信委員会が、放送・通信分野における規制を担ってきた。

しかし、放送通信委員会は、大統領の下に設置されたことに加え、政治的影響を受けざるを得ない委員構成となっていたことから、政治的独立性の確保が困難な状況に置かれていた。放送通信委員会の政治的独立性の問題は、尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権（2022年5月10日～2025年4月4日）下において深刻な政治的対立へと発展し、第Ⅱ章で述べるように、同委員会の業務遂行が著しく困難となる状況に陥った。

2025年6月3日に実施された大統領選挙において、当時野党であった「共に民主党」の李在明（イ・ジェミョン）候補が当選し、翌4日に第21代大統領に就任した。放送メディアの公共性、自律性の向上を国政課題に掲げる李在明政権の下、政権与党となった「共に民主党」は、公営放送に対する政治的影響力を排除することを目的として、公営放送の理事の選任方法を変更するための関連法の改正を行うとともに、放送通信委員会の改革のための新法の制定を進め、国会本会議での議決を経て同年10月1日、放送通信委員会を「放送メディア通信委員会」に改組するための「放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律」（法律第21066号）⁽²⁾が公布・施行された。

本稿では、韓国において同法が制定された背景と経緯及び同法の制定に伴う変更点について

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月20日である。

(1) 砂田篤子「通信・放送分野の独立規制機関—海外主要国の例を参考に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1198, 2022.8.5. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12312362>>

(2) 「방송미디어통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률」(법률 제 21066 호)本稿において、韓国法令の原文は、국가법령정보센터（国家法令情報センター）ウェブサイト<<https://law.go.kr/LSW/main.html>>を参照した。

紹介する。また、末尾に同法の改正法（法律第 21379 号）⁽³⁾ の全訳を付す。

I 韓国における放送・通信分野の独立規制機関

1 放送通信委員会の新設

韓国では従来、放送分野の規制と通信分野の規制は別の機関が所管しており、前者は合議制行政機関である放送委員会が、後者は通信分野を所管する中央省庁が、それぞれ担っていた⁽⁴⁾。

しかし、2000 年代以降、情報通信技術の発達、高速インターネットの普及等を背景として、インターネット回線を利用したデジタルテレビ放送（IPTV）等の新しいサービスが登場したことにより、放送と通信の融合が進み、両者の境界が曖昧となってきた。そのため、盧武鉉（ノムヒョン）政権（2003 年 2 月 25 日～2008 年 2 月 24 日）下において、放送分野と通信分野に分かれていた規制機関の統合が進められ、次の李明博（イ・ミョンバク）政権（2008 年 2 月 25 日～2013 年 2 月 24 日）発足直後の 2008 年 2 月 26 日に「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律案」⁽⁵⁾ が国会本会議で可決された。同月 29 日に公布・施行された「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」（以下「放送通信委員会法」という。）⁽⁶⁾ により、放送分野と通信分野を統合した新しい独立規制機関として、放送通信委員会⁽⁷⁾ が設置された。

2 放送通信委員会の概要

放送通信委員会は、大統領の下に合議制行政機関として設置された（放送通信委員会法第 3 条及び第 4 条。以下この節における括弧内の条番号は同法のもの）。放送通信委員会の独立性を保障するため、一定の事項については、国務総理⁽⁸⁾ の指揮監督を受けないとする規定が置かれた（第 3 条第 2 項）。

放送通信委員会は、委員長 1 人及び副委員長 1 人を含む 5 人の常任委員で構成され、委員は政務職公務員⁽⁹⁾ として任用された（第 4 条）。委員の任期は 3 年で、1 回に限り連続して再任可能であった（第 7 条）。また、委員の身分保障のため、長期間の心身の故障、国家公務員法上の欠格事由⁽¹⁰⁾、職務上の義務違反等に該当しない限り、その意思に反して免職されないこ

(3) 後掲注(48)参照

(4) 放送通信委員会設立の背景、経緯等については次の資料を参照。韓永學「放送・通信規制機関の再編に関する一考察—韓国の放送通信委員会の設立と日本への示唆—」『情報通信学会誌』27 卷 1 号, 2009.5, pp.11-23.

(5) 「[178310] 방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률안 (대안) (방송통신특별위원장)」本稿において、韓国の議案（法律案等）の原文は의안정보시스템（議案情報システム）ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。

(6) 「방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률」(법률 제 8867 호)」

(7) 放送通信委員会の概要については、次の資料を参照。韓 前掲注(4), pp.11-23; 田中則広「韓国 KCC（放送通信委員会）と KCSC（放送通信審議委員会）—政治からの「独立性」は保てるか—」『放送研究と調査』60 卷 7 号, 2010.7, pp.46-57. <https://www.nhk.or.jp/bunken/d/_data/research/oversea/BUNA0000010600070004/files/100704.pdf>

(8) 国務総理は、大統領を補佐し、行政に関して、大統領の命を受けて行政各部を統括する（大韓民国憲法（「대한민국헌법」(헌법 제 10 호)）第 86 条）。

(9) ①選挙により就任する公務員、②任命時に国会の同意が必要な公務員、③高度の政策決定業務又は当該業務の補佐をする公務員であって、法律又は大統領令により政務職に指定されている公務員（国家公務員法（「국가공무원법」(법률 제 20627 호)）第 2 条第 3 項第 1 号）。

(10) ①成年被後見人、②禁錮以上の実刑が宣告され、その執行が終了し、又は免除された日から 5 年（未成年者に対する性犯罪の場合は 20 年）が経過しない者、③懲戒により免職処分を受けた時から一定期間（免職の種類により 3 年又は 5 年）が経過しない者等が該当する（国家公務員法第 33 条）。

とが規定された（第8条及び第10条）。

放送通信委員会の所管事務及び審議・議決事項は、放送・通信分野の規制に関する事項を始めとして多岐にわたっており、その中には、公営放送（韓国放送公社（KBS）、韓国教育放送公社（EBS）及び文化放送（MBC））の理事の任命に関する事項も含まれていた（第11条及び第12条）。委員会の会議は、在籍委員の過半数の賛成により議決され（第13条）、放送通信委員会の所管事務を処理するための事務局が設置された（第17条）。

なお、放送内容、情報通信ネットワーク上の情報内容等の審議等については、放送通信委員会とは別に、独立して事務を遂行する放送通信審議委員会が設置された（第18条～第30条）。

3 委員構成及び委員長の任期に係る問題点

放送通信委員会を構成していた5人の委員のうち、2人は大統領が指名し、3人は国会推薦枠であった。さらに、国会推薦枠は、大統領が所属し、又は所属していた政党の交渉団体⁽¹¹⁾の推薦枠（与党推薦枠）1人と、それ以外の交渉団体の推薦枠（野党推薦枠）2人に分かれていた（第5条第2項）。放送通信委員会法の規定上、5人の委員は、大統領を含む与党側の委員が3人、野党側の委員が2人になるよう設計されていたため、放送通信委員会は、その設置当初から政治的独立性に限界があるのではないかとの指摘があった⁽¹²⁾。

また、放送通信委員会法により委員の身分保障が規定されていたにもかかわらず、与野党間で政権交代が行われた場合に、前大統領によって任命された現職の委員長が、与党側から辞任するよう圧力が加えられることがあった。その背景には、与党側の委員を過半数にする意図があるのではないかとの見方がある⁽¹³⁾。大統領の任期（5年）と委員の任期（3年又は6年）は必ずしも一致しないため、与野党の間で政権交代が行われた場合は、野党（政権交代前の与党）側が任命した委員が一時的に過半数を占める期間が生じる。しかし、大統領の指名枠となっている現職の委員長を任期半ばで辞任させ、新しい委員長を任命すれば、与党側の委員が過半数を占めることが容易となるためである。

実際に、進歩系の文在寅（ムン・ジェイン）政権（2017年5月10日～2022年5月9日）下で任命された韓相赫（ハン・サンヒョク）委員長は、次の保守系の尹政権から、尹政権下で任命された李真淑（イ・ジンスク）委員長は、次の進歩系の李在明政権（2025年6月4日～現在）から、それぞれ辞任圧力を受けた⁽¹⁴⁾。両者はいずれも任期を全うする意思を示していたが⁽¹⁵⁾、最終的に韓委員長は2023年5月30日、刑事訴追されたことを理由に尹大統領により免職され⁽¹⁶⁾、李委員長は2025年10月1日、放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律の附則の

(11) 日本の国会の会派に相当し、20人以上で結成することができる（国会法（국회법（법률 제 21067 호））第33条）。なお、韓国の国会は一院制であり、定数は300議席である。

(12) 韓 前掲注(4), pp.17-18.

(13) 정철은 「방통위원장 다음은 KBS・MBC 사장이다」 『미디어오늘』 2022.6.21. <<https://www.mediatoday.co.kr/news/articleView.html?idxno=304576>>

(14) 강아영 「임기 1년 남은 방통위원장에 전방위 사퇴 압박」 2022.6.21. 한국기자협회ウェブサイト <<https://www.journalist.or.kr/news/article.html?no=51715>>; 장구슬 「與 “이진숙, 엄치 있다면 심우정처럼 사퇴해야” … 거세진 압박」 『중앙일보』 2025.7.2. <<https://www.joongang.co.kr/article/25348470>>

(15) 정현목 「한상혁 방통위원장 “내년 7월까지 임기 채우겠다” 사퇴 거부」 『중앙일보』 2022.7.29. <<https://www.joongang.co.kr/article/25090752>>; 이해원 「이진숙 “법 바뀌어서 날 자르려… 자진사퇴는 부정 협력하는 것”」 『동아일보』 2025.9.9. <<https://www.donga.com/news/Politics/article/all/20250909/132351110/1>>

(16) 김유대 「한상혁 방통위원장 면직… 당분간 공석 이어질 듯」 『KBS 뉴스』 2023.5.31. <<https://news.kbs.co.kr/news/pc/view/view.do?ncd=7687811>>

規定により免職となった（李委員長の免職については第三章及び第四章参照）。

4 委員任命をめぐる混乱

放送通信委員会の委員の任命をめぐる与野党の攻防は、文在寅政権から政権を引き継いだ尹錫悦政権において深刻な政治的対立へと発展し、以下のように、放送通信委員会の正常な業務遂行を著しく困難にする事態に至った。

前述のとおり、尹大統領は、前政権によって任命された韓委員長を2023年5月30日に免職した後、同年8月25日に新委員長を任命した。その一方で、尹大統領は、野党推薦枠の委員の任期満了に伴い、当時野党であった「共に民主党」が後任候補として推薦し、2023年3月30日に国会が本会議において推薦案を議決⁽¹⁷⁾した後任候補の任命を拒否した⁽¹⁸⁾。議席の過半数を占めていた「共に民主党」は、これに対抗して与党推薦枠を含む国会の推薦枠に係る推薦案の本会議議決をストップさせた。その結果、放送通信委員会は、大統領が指名し、任命した委員のみの2人体制による運営を余儀なくされた。

さらに、2024年8月1日、「共に民主党」議員を主体とする野党議員が、同年7月31日に尹大統領が任命した李真淑委員長が、公営放送の理事選任を5人体制ではなく2人体制で違法に議決したこと等を理由に、李委員長に対する弾劾訴追案を国会に提出した⁽¹⁹⁾。同弾劾訴追案は、翌8月2日に国会本会議で可決されたため、李委員長は、任命から2日後に職務が停止された⁽²⁰⁾。これに伴い、放送通信委員会は、2025年1月23日に憲法裁判所において同弾劾訴追の審判請求が棄却され（事件番号：2024 헌나1）⁽²¹⁾、李委員長が職務に復帰するまでの間、1人体制となり、事実上の職務停止状態に追い込まれた。

II 李在明政権における放送メディア改革

1 公営放送のガバナンス改革

2024年12月3日夜、尹大統領により非常戒厳が宣布された。非常戒厳は、翌4日午前1時過ぎに国会本会議で「非常戒厳解除要求決議案」⁽²²⁾が可決された後、宣布から約6時間後に解除された。尹大統領は違憲かつ違法な非常戒厳宣布を理由に同月14日、国会により弾劾訴追され⁽²³⁾、2025年4月4日、憲法裁判所の決定（事件番号：2024 헌나8）⁽²⁴⁾により大統領職を

(17) 「[2121013] 방송통신위원회 위원 (최민희) 추천안 (의장)」

(18) 任命を拒否された崔敏姫（チェ・ミニ）候補は、国会による推薦から約7か月が経過した2023年11月7日に候補を辞退した。なお、崔候補はその後、2024年4月10日に実施された第22代国会議員総選挙において「共に民主党」から立候補して当選し、国会科学技術情報放送通信委員会の委員長として李在明政権下における放送メディア関連改革をリードした。

(19) 「[2202480] 방송통신위원회 위원장 (이진숙) 탄핵소추안 (김현의원·이혜민의원·윤종오의원 등 188인)」

(20) 弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾審判があるときまで、その権限行使が停止される（大韓民国憲法第65条第3項）。

(21) 「2024 헌나1 방송통신위원회 위원장 (이진숙) 탄핵 (방송통신위원회 위원장에 대한 탄핵심판 사건)」 2025.1.23. 헌법재판소ウェブサイト <https://isearch.court.go.kr/view.do?idx=00&docId=82773_010200>

(22) 「[2206197] 비상계엄해제요구 결의안 (박찬대의원 등 170인)」

(23) 「[2206448] 대통령 (윤석열) 탄핵소추안 (박찬대의원·황운하의원·천하람의원·윤종오의원·용혜인의원·한창민의원 등 190인)」

(24) 「2024 헌나8 대통령 (윤석열) 탄핵 (대통령에 대한 탄핵심판 사건)」 2025.4.4. 헌법재판소ウェブサイト <https://isearch.court.go.kr/view.do?idx=00&docId=84503_010200>

罷免された⁽²⁵⁾。

尹大統領の罷免を受けて同年6月3日に実施された大統領選挙において、「共に民主党」の李在明候補が当選し、翌4日に第21代大統領に就任した。李在明政権は、同年9月16日に確定した「李在明政府 123 大政課題」⁽²⁶⁾において、放送通信委員会の独立性の確保と並んで以前から課題となっていた、公営放送の独立性の確保のためのガバナンス構造の改革を掲げた。

従来、放送法⁽²⁷⁾第46条では、放送通信委員会が韓国放送公社(KBS)理事会の理事11人を推薦し、大統領が任命することが規定されていたが、具体的な推薦手続等に関する規定はなかった。しかし、実際には、放送通信委員会が与党側から7人、野党側から4人を推薦することが慣例となっていた。また、韓国教育放送公社(EBS)においても、韓国教育放送公社法⁽²⁸⁾第13条の規定に基づいて放送通信委員会が9人の理事を任命することになっていたが、与党側から6人、野党側から3人を任命することが慣例となっていた。同様に、文化放送(MBC)においても、放送文化振興会法⁽²⁹⁾第6条の規定に基づき、放送通信委員会が文化放送の筆頭株主である放送文化振興会⁽³⁰⁾の理事9人を任命することになっていたが、与党側から6人、野党側から3人を任命することが慣例となっていた⁽³¹⁾。国会の議席の過半数を占めていた「共に民主党」は、国会が公営放送の理事の人事権を独占する上述の慣例では、公営放送に対する政治的影響力を排除できないとして、尹政権下において、公営放送の理事を増員し、かつ、推薦方法を多様化するための放送法、韓国教育放送公社法及び放送文化振興会法(以下「放送3法」という。)の一部改正法律案を本会議で可決した⁽³²⁾。しかし、いずれも尹大統領の再議要求権(拒否権)の行使により法改正に至らなかった⁽³³⁾。

第21代大統領選挙に勝利し、与党となった「共に民主党」は、前政権の下で実現できなかった放送3法の改正を強力に進め、野党「国民の力」が無制限討論⁽³⁴⁾で激しく抵抗する中、2025年8月5日に「放送法一部改正法律案」⁽³⁵⁾を、同月21日に「放送文化振興会法一部改正

(25) 尹大統領の非常戒厳宣布から憲法裁判所の罷免決定に至る経緯については、以下の資料を参照。日本経済新聞社ソウル支局編『ルポ・韓国戒厳令』日経BP日本経済新聞出版、2025。

(26) 「[보도자료] 이재명정부 123 대 국정과제 확정 보도자료」2025.9.16. 국무조정실·국무총리비서실(國務調整室·國務總理秘書室) ウェブサイト <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=159716&article.offset=60&articleLimit=10>>

(27) 「방송법」(법률 제 21066 호)

(28) 「한국교육방송공사법」(법률 제 21066 호)

(29) 「방송문화진흥회법」(법률 제 21066 호)

(30) 放送文化振興会法に設置根拠を有する特殊法人。

(31) 윤현정 「KBS·MBC 이사회 확 달라진다…방송법 개편안 뒤길래」『뉴시스』2025.7.14. <https://www.newsis.com/view/NISX20250710_0003247060>

(32) 「[2121712] 방송법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」; 「[2200946] 방송법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」; 「[2121710] 한국교육방송공사법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」; 「[2200948] 한국교육방송공사법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」; 「[2121714] 방송문화진흥회법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」; 「[2200947] 방송문화진흥회법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」

(33) 「放送法一部改正法律案」は2023年11月9日と2024年7月28日の2回、「韓国教育放送公社法一部改正法律案」は2023年11月9日と2024年7月30日の2回、「放送文化振興会法一部改正法律案」は2023年11月9日と2024年7月29日の2回、本会議で可決されたが、いずれも尹大統領の再議要求権の発動により成立しなかった。

(34) 在籍議員の3分の1以上の要求で実施される合法的議事妨害(フィリバスター)。在籍議員の5分の3以上の賛成により終結動議が議決されるため、最短24時間で終結させることが可能である(国会法(「국회법」(법률 제 21342 호)) 第33条)。

(35) 「[2211937] 방송법 일부개정법률안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」

法律案」⁽³⁶⁾を、同月22日に「韓国教育放送公社法一部改正法律案」⁽³⁷⁾を、相次いで可決した。

2 公営放送の理事の選任方法の変更

今般の放送3法の改正により、公営放送の理事の選任方法が大きく変更された。放送法の改正により、韓国放送公社の理事が11人から15人に増員（第46条第2項）されるとともに、理事の推薦権者が多様化され、明文化された。具体的には、①国会推薦枠6人（議席数に応じて更に与野党推薦枠を決定）、②韓国放送公社の視聴者委員会⁽³⁸⁾の推薦枠2人、③韓国放送公社の役員及び職員の推薦枠3人、④放送メディア関連学会の推薦枠2人、⑤弁護士団体の推薦枠2人の割合で推薦権を配分することが明記された（同条第3項）。

また、韓国教育放送公社法の改正により、韓国教育放送公社の理事が9人から13人に増員（第13条第2項）されるとともに、理事の推薦権を、①国会推薦枠5人（議席数に応じて更に与野党推薦枠を決定）、②韓国教育放送公社の視聴者委員会の推薦枠2人、③韓国教育放送公社の役員及び職員の推薦枠1人、④放送メディア関連学会の推薦枠1人、⑤教育関連団体の推薦枠2人、⑥教育部⁽³⁹⁾長官の推薦枠1人、⑦教育監協議体⁽⁴⁰⁾の推薦枠1人の割合で配分することが明記された（同条第3項）。

同様に、放送文化振興会法の改正により、文化放送の筆頭株主である放送文化振興会の理事も9人から13人に増員（第6条第1項）されるとともに、理事の推薦権を、①国会推薦枠5人（議席数に応じて更に与野党推薦枠を決定）、②文化放送の視聴者委員会の推薦枠2人、③文化放送の役員及び職員の推薦枠2人、④放送メディア関連学会の推薦枠2人、⑤弁護士団体の推薦枠2人の割合で配分することが明記された（同条第4項）。

なお、今般の放送3法の改正による改正事項は多岐にわたっており、理事の選任方法のほか、各放送局の社長の推薦方法⁽⁴¹⁾等に係る改正も行われた。

3 放送メディア通信委員会への改組

「共に民主党」が放送3法の改正と並行して以前から進めていたのが、放送通信委員会の改革に向けた法整備である。上述のとおり、尹大統領が同委員会の野党推薦枠の後任候補の任命を行わなかったことに端を発する政治的対立により、2023年8月以降、同委員会は、大統領が指名し、任命した委員のみの2人体制による運営を余儀なくされた。他方、放送通信委員会法では、委員会の会議の開催に必要な議事定足数を定めていなかったため、2人体制においても会議の開催並びに重要事項に係る審議及び議決が継続していた。

(36) 「[2211933] 방송문화진흥회법 일부개정법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원장)」

(37) 「[2211935] 한국교육방송공사법 일부개정법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원장)」

(38) 放送法で放送事業者に設置が義務付けられている委員会で、視聴者を代表して放送内容、番組編成等に関する意見の提示、是正の要求等を行う（放送法第87条～第90条）。

(39) 部は日本の省に相当。

(40) 「地方教育自治に関する法律」に設置根拠を有する教育監（広域自治体ごとに選挙で選ばれる地方教育行政の長）の協議体。地方教育自治に直接影響を及ぼす法令等について教育部長官を通して政府に意見を提出することができる（地方教育自治に関する法律（「지방교육자치에 관한 법률」(법률 제 21228 호)）第42条）。

(41) 法改正前は、韓国放送公社、韓国教育放送公社及び文化放送の社長の推薦権は、いずれも各放送局の理事会が有していたが、今般の放送3法の改正により、各放送局の理事会に対してそれぞれ100人以上の委員から成る「社長候補国民推薦委員会」の設置を義務付け、当該委員会が理事会に候補者を推薦する方法に改められた（放送法第20条及び第50条の2、韓国教育放送公社法第14条の2並びに放送文化振興会法第10条の3）。

放送通信委員会における委員2人体制による会議の開催及び議決を阻止するため、「共に民主党」は、尹政権下の2024年7月26日、議事定足数を4人とする規定の新設を目的とした「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律一部改正法律案」を国会本会議において賛成対数で可決した⁽⁴²⁾。しかし、尹大統領の再議要求権の行使により法改正に至らなかった。その後、「共に民主党」は、2025年2月27日にも、議事定足数を3人とすることに加えて、国会推薦枠の委員候補を、国会が推薦した日から30日以内に委員に任命するよう大統領に義務付ける「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律一部改正法律案」を国会本会議において賛成多数で可決した⁽⁴³⁾。しかし、この時も、尹大統領の弾劾訴追に伴い大統領代行となった崔相穆（チェ・サンモク）大統領代行の再議要求権の行使により、法改正に至らなかった。

李在明政権発足後、「共に民主党」は、再び放送通信委員会の改革に向けた法整備に乗り出し、同党の崔敏姫（チェ・ミニ）議員が委員長を務める国会科学技術情報放送通信委員会において、同党議員が提出した二つの法律案（「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律一部改正法律案」⁽⁴⁴⁾及び「視聴覚メディア通信委員会の設置等に関する法律案」⁽⁴⁵⁾）の法案審査が進められた。当該法律案は、最終的に放送通信委員会を「放送メディア通信委員会」に改組するとともに、委員を7人に増員し、議事定足数を4人とする規定を設けること等を骨子とした「放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律案」に一本化され、改めて委員会提出法案として国会に提出された⁽⁴⁶⁾。

同委員会提出法案は、附則第4条において、放送通信委員会の委員は、放送メディア通信委員会への移籍対象者から除外する旨が規定されていた。そのため、法案審査の過程で、野党「国民の力」側の委員から、現職の李真淑委員長を免職するための法律であるとの批判が出たが⁽⁴⁷⁾、「共に民主党」は同委員会提出法案の可決を強行し、放送3法の可決時と同様に、「国民の力」が無制限討論で激しく抵抗する中、2025年9月27日、同委員会提出法案を賛成多数で可決した。放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律（以下「新法」という。）は、同年10月1日に公布・施行された⁽⁴⁸⁾。なお、新法の附則第2条の規定により、従前の放送通信委員会法（以下「旧法」という。）は廃止され、それに伴い従前の放送通信委員会も廃止された。

Ⅲ 放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律の概要

1 構成

新法は、第1章（総則）、第2章（放送メディア通信委員会の設置等）、第3章（委員会の所管事務）、第4章（委員会の運営）、第5章（放送メディア通信審議委員会）の全5章（本則

(42) 「[2200461] 방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률 일부개정법률안 (한준호의원 외 169인)」

(43) 「[2208485] 방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원장)」

(44) 「[2210140] 방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률 일부개정법률안 (최민희의원 등 16인)」

(45) 「[2211765] 시청각미디어통신위원회의 설치 등에 관한 법률안 (김현의원 등 14인)」

(46) 「[2213236] 방송미디어통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원장)」

(47) 「제 429 회국회 (정기회) 과학기술정보방송통신위원회회의록 (안건조정위원회) 제 1 호」 2025.9.11, pp.6-8. 本稿において、韓国国会の会議録は、국회회의록 (国会會議録) ウェブサイト <<https://record.assembly.go.kr/assembly/mnts/main.do>> を参照した。

(48) 新法はその後、2026年2月19日に、放送メディア通信審議委員会において緊急に議決が必要な場合の例外規定（第23条第4項）の適用対象を拡大するための一部改正が行われた。「방송미디어통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률」(법률 제 21379 호)

31 か条及び附則 8 か条⁽⁴⁹⁾ から成る。

2 主な内容

新法の内容は、旧法の内容と多くの点で類似している。したがって、本節では、旧法からの主な変更点を中心に概説する。

(1) 委員の定数等の変更

旧法では、放送通信委員会の委員定数は 5 人で全員が常任委員とされたが（旧法第 4 条第 1 項）、新法では、放送メディア通信委員会の委員定数は 7 人とされ、そのうち委員長及び副委員長を含む 3 人は常任委員が、残りの 4 人は非常任委員が充てられることとなった（新法第 4 条第 1 項）。

また、7 人の委員のうち、大統領の指名枠は 2 人（委員長及び非常任委員 1 人）、残りの 5 人は国会推薦枠となり、さらに、国会推薦枠は、大統領が所属し、又は所属していた政党の交渉団体の推薦枠（与党推薦枠）が 2 人（常任委員 1 人及び非常任委員 1 人）、それ以外の交渉団体の推薦枠（野党推薦枠）が 3 人（常任委員 1 人及び非常任委員 2 人）となった（新法第 5 条第 2 項）。その結果、放送メディア通信委員会においては、大統領を含む与党側の委員が 4 人、野党側の委員が 3 人となるよう規定された。

(2) 委員の資格要件の厳格化

旧法では、放送・通信関連分野の専門家、職務経歴を有する者のほか、「裁判官、検察官又は弁護士の職に 15 年以上従事し、又は従事していた者」も委員になることが可能であった（旧法第 5 条第 1 項第 2 号）。しかし、新法では当該条項は削除され（新法第 5 条第 1 項）、法曹の職務経歴を活用して委員になることは不可能となった。

(3) 委員会の会議の招集及び開催に係る要件の厳格化

旧法では、委員会の会議は 2 人以上の委員の要求があるとき又は委員長が単独で招集することは規定されていたが（旧法第 13 条第 1 項）、会議の開催に必要な議事定足数については規定がなかった。それに対して新法では、4 人以上の委員の要求があるとき又は委員長が単独で委員会の会議を招集し、4 人以上の出席により開催することが規定された（新法第 13 条第 1 項及び第 2 項）。これにより、大統領指名枠の委員 2 人のみで会議を開催し、議決することが不可能となった。

(4) 所管事務の追加

新法では、放送メディア通信委員会の所管事務について、従前の放送通信委員会の所管事務に加えて、有料放送政策、ニューメディア政策及びデジタル放送政策に関する事項が新たに追加された（第 11 条第 1 項）。これら新たに追加された所管事務は、科学技術情報通信部から移管されたものであり、IPTV、ケーブルテレビ等に関する政策が含まれる⁽⁵⁰⁾。

(5) 放送メディア通信審議委員会の委員長の政務職公務員への転換

上述のとおり、旧法では、放送通信委員会に係る規定とは別に、放送内容、情報通信ネットワーク上の情報内容等の審議等を行う放送通信審議委員会の設置、職務等に係る規定が置かれ

(49) 制定法（法律第 21066 号）の附則を指す。2026 年 2 月 19 日に公布された新法の改正法（法律第 21379 号）の附則は 1 か条である。

(50) 「방송미디어통신위원회 출범」2025.10.1. 방송미디어통신위원회 웹사이트 <<https://www.kmcc.go.kr/user.do?mode=view&page=A05030000&dc=K05030000&boardId=1113&cp=8&nop=10&boardSeq=67615>>

ていた。放送通信審議委員会を構成する9人の審議委員には、放送通信委員会の委員に準ずる身分が保障されるとともに、職務遂行に当たっては、外部の不当な指示又は干渉を受けないことが併せて規定されていた（旧法第21条）。

旧法と同様に、新法においても、第5章において放送通信審議委員会に相当する放送メディア通信審議委員会の設置、職務等に係る規定が置かれており（新法第18条～第31条）、審議委員会の名称を除いては、旧法の規定がおおむね引き継がれた。ただし、放送メディア通信審議委員会の委員長（以下「審議委員長」という。）の身分に関しては大きな変更が行われた。

旧法では、教育公務員⁽⁵¹⁾、大法官⁽⁵²⁾及び判事⁽⁵³⁾を除き、国家公務員又は地方公務員が放送通信審議委員会の審議委員になることは禁じられていた（旧法第19条第1項第1号）。しかし、新法では、審議委員長を、人事聴聞⁽⁵⁴⁾を経て大統領が任命する政務職公務員とする規定が新設（新法第18条第5項）されるとともに、審議委員長がその職務の遂行に当たり憲法又は法律に違反したときは、弾劾訴追の対象となることが規定された（新法第19条第5項）。

(6) 放送通信委員会の委員の免職

新法の附則第4条において、科学技術情報通信部に所属する公務員（同部から放送メディア通信委員会に移管された業務に係る職員）及び従前の放送通信委員会に所属する公務員を、放送メディア通信委員会に所属する公務員とみなす規定が置かれた。ただし、従前の放送通信委員会の政務職公務員、すなわち委員は、新組織への移籍対象者から除外された（附則第4条）。これにより、2026年8月まで任期が残っていた李真淑委員長は、新法が施行され、放送メディア通信委員会が発足した2025年10月1日をもって免職となった。

IV 放送メディア関連改革に関する評価

1 公営放送のガバナンス改革

今般の放送3法の改正について、野党「国民の力」は、親「共に民主党」の団体、労働組合等の公営放送に対する影響力が強まり、言論の自由、政治的独立が阻害されるとして強く反対した⁽⁵⁵⁾。専門家の間でも、国会の影響力を低下させたとする意見と、国会推薦枠を明文化したことにより逆に政党による色分けを試みる動きが強まるとする意見があり、公営放送の政治的独立性の確保に寄与するか否かについては意見が分かれている⁽⁵⁶⁾。

(51) 教育機関に勤務する教員、教育行政機関に勤務する奨学官等（教育公務員法（「교육공무원법」）（법률 제 21008호）第2条第1項）。なお、奨学官とは教育行政に従事する教育職公務員を指す。

(52) 大法院（日本の最高裁判所に相当）の裁判官。大法院長（日本の最高裁判所長官に相当）を含む14人から成る（法院組織法（「법원조직법」）（법률 제 21065호）第4条）。

(53) 大法官以外の裁判官（法院組織法第5条）。

(54) 韓国国会は、高位の公職候補者に対する人物検証のための人事聴聞会制度を2000年から導入しており、放送メディア通信委員会の前身である放送通信委員会の設置（2008年2月）当初から、委員長は人事聴聞の対象となっていた。国会の任命同意が必要な国務総理を除き、大統領は人事聴聞会の結果にかかわらず当該候補者を当該公職に任命することができる。なお、人事聴聞会制度の法的根拠は、国会法及び人事聴聞会法（인사청문회법（법률 제 21066호））である。

(55) 「이재명 대통령은 위헌적 방송 3 법과 언론노조 카르텔에 대한 명확한 입장을 밝혀야 한다. - 질문하지 않는 언론은 대통령을 왕으로 만든다」2025.7.8. 국민의힘ウェブサイト <https://www.peoplepowerparty.kr/news/comment_view_all/108183?page=17&search_by=title&search_month=2025-07&gubun_list=all>

(56) 탁지영·최서운 「방송 3 법 개정안 핵심·공영방송 독립성' 학계서 '갑론을박」『경향신문』2025.7.8. <<https://www.khan.co.kr/article/202507082020015>>

2 放送メディア通信委員会への改組

新法の制定による放送通信委員会の放送メディア通信委員会への改組についても、幾つかの問題点が指摘されている。

まず、委員の指名権及び推薦権を大統領と国会が独占する構造が、新法においてもそのまま維持された点が挙げられる。この点について、放送3法のように、委員の指名権及び推薦権を多様化するべきであるとの批判がある⁽⁵⁷⁾。

また、新法の制定により、放送通信委員会の李真淑委員長が免職となったことについて、法律の制定又は改正を通じて委員を交代させることは、委員が独立して業務遂行ができるよう任期を保障している法律の趣旨に反するとの指摘がある⁽⁵⁸⁾。

さらに、新法において、放送・通信内容等の審議を行う放送メディア通信審議委員会の委員長を政務職公務員とし、国会における弾劾訴追の対象とした⁽⁵⁹⁾ことも批判の対象となっており、韓国の代表的な市民団体の一つである参与連帯を始めとする多くの市民団体が、政治的独立性及び表現の自由を損なうおそれがあるとして反対の声を上げている⁽⁶⁰⁾。

おわりに

2008年2月に設置された放送通信委員会は、旧法において、その独立性を確保するための様々な規定が置かれていたにもかかわらず、委員の指名権及び推薦権を大統領と国会が独占していたために、常に政治的影響を受けざるを得ない立場に置かれていた。

放送通信委員会の委員の任命をめぐる与野党の政治的対立は、尹政権下において先鋭化し、尹大統領による野党推薦枠の委員の任命拒否、それに続く「共に民主党」による国会推薦枠委員の推薦案の議決拒否、更には「共に民主党」を主体とする野党議員による放送通信委員会委員長の弾劾訴追案可決という深刻な対立に発展し、放送通信委員会の業務が著しく停滞する弊害をもたらした。

2025年6月3日の大統領選挙で勝利し、新たに発足した李在明政権下において、国会で過半数の議席を有する与党「共に民主党」は、尹政権下において実現できなかった放送メディア関連改革を強力に推し進め、公営放送のガバナンス改革と放送通信委員会の放送メディア通信

(57) 최중선 「방송미디어통신위원회 직무독립성 확보를 위한 제언—舊 방송통신위원회 운영사례 검토를 중심으로—」 『법제연구』 69 호, 2025.12, p.247. <[\(58\) 同上, p.244.](https://www.klri.re.kr/viewer/skin/doc.html?fn=6.%20%5B%EC%9D%BC%EB%B0%98%203%5D%20-%20%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%AF%B8%EB%94%94%EC%96%B4%ED%86%B5%EC%8B%A0%EC%9C%84%EC%9B%90%ED%9A%8C%20%EC%A7%81%EB%AC%B4%EB%8F%85%EB%A6%BD%EC%84%B1%20%ED%99%95%EB%B3%B4%EB%A5%BC%20%EC%9C%84%ED%95%9C%20%EC%A0%9C%EC%96%B8%28%EC%B5%9C%EC%A2%85%EC%84%A0%29.pdf&rs=/doc_convert/FILE_00000000038012BexUX></p>
</div>
<div data-bbox=)

(59) 「共に民主党」は、尹政権下において、政治的駆け引きの手段として弾劾訴追を多用し、上述の李真淑放送通信委員会委員長以外にも、意に沿わない政府高官及び検察官を相次いで弾劾訴追して職務停止に追い込んだ。尹政権下において「共に民主党」の主導により国会で弾劾訴追案が可決された13件のうち、現時点で憲法裁判所の決定により罷免されたのは、尹大統領ただ1人である。

(60) 「[공동성명] 방심위 행정기관화한 방미통위법 통과, 표현의 자유 후퇴를 우려한다」 2025.9.29. 참여연대(参与連帯) ウェブサイト <<https://www.peoplepower21.org/publiclaw/2001268>> なお、参与連帯等の市民団体は、「共に民主党」の主導により2025年12月24日に国会本会議で可決されたフェイクニュース規制強化のための「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律一部改正法律案」に対しても、表現の自由を損なう等の理由から反対の立場を表明している。藤原夏人 「【韓国】 フェイクニュースに対する規制を強化するための法改正」 『外国の立法』 No.307-1, 2026.4, pp.16-17. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14737613>>

委員会への改組を行った。しかし、これらの改革によっても、放送・通信分野の規制機関の委員の指名権及び推薦権を大統領と国会が独占するという構造は維持されており、放送・通信分野の規制機関の政治的独立性に関しては、依然として課題が残されている。

(ふじわら なつと)

放送メディア通信委員会の設置及び運営に関する法律

방송미디어통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률
(2026年2月19日一部改正、法律第21379号、2026年2月19日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 放送メディア通信委員会の設置等（第3条～第10条）
- 第3章 委員会の所管事務（第11条～第12条）
- 第4章 委員会の運営（第13条～第17条）
- 第5章 放送メディア通信審議委員会（第18条～第31条）
- 附則（第1条～第8条）
- 附則

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、放送メディア及び通信の融合環境に能動的に対応し、放送メディアの自由、公共性及び公益性、表現の自由並びに利用者の権利及び利益を保障 [するとともに]、放送メディア通信委員会の独立的で責任ある運営を通じて、放送メディア及び通信の均衡のとれた発展、信頼に基づいた情報環境の整備及び国際競争力の強化を図ることにより、国民の権利及び利益の保護並びに公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（運営原則）

- ① 放送メディア通信委員会は、放送メディア及び通信の利用者の福祉の増進及び情報アクセスの公平性の保障のために努力し、普遍的サービスの実現のための政策を持続的に推進しなければならない。
- ② 放送メディア通信委員会は、放送メディア及び通信の全般にわたり、公共性及び多様性、表現の自由並びに国民の知る権利が保障されるよう政策を策定し、実施⁽²⁾しなければならない。
- ③ 放送メディア通信委員会は、デジタルメディア環境の特性を考慮し、利用者の権利及び利益の保護、情報の信頼性の確保並びに透明な流通構造の形成のための基準及び政策を整備しなければならない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月20日である。なお、本翻訳中の [] の中の語は、訳者による補記である。

(1) 「방송미디어통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률」(법률 제 21379 호)。本稿において、韓国法令の原文は、국가법령정보센터（国家法令情報センター）ウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

(2) 原文の原綴及び直訳は「집행（執行）」。

- ④ 放送メディア通信委員会は、放送メディア分野において公正な競争環境を整備し、通信と融合した革新的な産業エコシステムの構築が調和のとれたものになるよう、規制〔政策〕及び振興政策をバランスよく推進〔するとともに〕、通信産業の公正な競争環境の整備のために努力しなければならない。
- ⑤ 放送メディア通信委員会は、職務を遂行するときは、政治的な中立性及び独立性を維持し、法律に基づく公正で透明な権限の行使とともに、民主的統制に応える責任ある運営体系を確立しなければならない。

第2章 放送メディア通信委員会の設置等

第3条（委員会の設置）

- ① 放送メディアに関する業務及び通信に関する規制、利用者保護等に関する業務を遂行するため、大統領の下に放送メディア通信委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、「政府組織法」⁽³⁾第2条による中央行政機関とみなされ、次の各号の事項については、同法第18条⁽⁴⁾を適用しない。
 1. 第12条第1号（通信規制の基本計画に関する事項を除く。）から第18号まで、第20号から第24号まで及び第28号の事項
 2. その他放送の独立性の保障のために必要な事項であって、大統領令で定めるもの

第4条（委員会の構成等）

- ① 委員会は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）1人、副委員長1人、常任委員1人を含む7人の委員で構成し、そのうち4人は非常任委員とする。
- ② 委員長、副委員長、常任委員は、政務職公務員⁽⁵⁾として補される。
- ③ 委員長、副委員長、常任委員は、「政府組織法」第10条⁽⁶⁾にかかわらず、政府委員となる。
- ④ 非常任委員には、委員会規則で定めるところにより、職務遂行経費等の実費を支給することができる。

第5条（任命等）

- ① 委員長及び委員は、放送及び情報通信分野の専門性を考慮し、次の各号のいずれかに該当する者のうち、大統領が任命し、又は委嘱する。この場合において、委員長は、国会の人事聴聞⁽⁷⁾を経なければならない。

(3) 「정부조직법」(법률 제 21065 호)

(4) ① 國務總理(後掲注(12)参照)は、大統領の命を受けて各中央行政機関の長を指揮・監督する(「政府組織法」(정부조직법(법률 제 21225 호))第18条第1項)。② 國務總理は、中央行政機関の長の命令又は処分が違法又は不当と認めるときは、大統領の承認を得てこれを中止し、又は取り消すことができる(同条第2項)。

(5) ① 選挙により就任する公務員、② 任命時に国会の同意が必要な公務員、③ 高度の政策決定業務又は当該業務の補佐をする公務員であって、法律又は大統領令により政務職に指定されている公務員(國家公務員法(「국가공무원법」(법률 제 20627 호))第2条第3項第1号)。

(6) 國務調整室(國務總理を補佐する行政機関)の室長及び次長、部処庁(日本の省庁に相当)の処長、次官、庁長、次長、室長、局長及び次官補並びに科学技術情報通信部、行政安全部、産業通商部及び雇用労働部に置く本部長は、政府委員とする(政府組織法第10条)。

(7) 韓国国会は、高位の公職候補者に対する人物検証のための人事聴聞会制度を2000年から導入しており、放送メディア通信委員会の前身である放送通信委員会の設置(2008年2月)当初から、委員長は人事聴聞の対象となっていた。国会の任命同意が必要な國務總理を除き、大統領は人事聴聞会の結果にかかわらず当該候補者を当該公職に任命することができる。なお、人事聴聞会制度の法的根拠は、国会法(「국회법」(법률 제 21067 호))及び人事聴聞会法(「인사청문회법」(법률 제 21066 호))である。

1. 放送学、言論学⁽⁸⁾、電子工学、通信工学、法律学、経済学、経営学、行政学その他放送、言論及び情報通信関連分野を専攻した者であって、大学又は公認された研究機関において副教授以上の職にあり、又はあったもの若しくはこれらに相当する職に15年以上あり、若しくはあったもの
 2. 放送、言論、情報通信その他関連分野に関する経験を有する2級⁽⁹⁾以上若しくはこれに相当する公務員若しくは高位公務員団⁽¹⁰⁾に属する職にあり、又はあった者
 3. 放送、言論若しくは情報通信関連の団体若しくは機関の代表者、役員若しくは職員の職に15年以上あり、又はあった者
 4. 放送、言論又は情報通信分野の利用者保護活動に15年以上従事した経歴を有する者
 5. 第1号、第3号、第4号及び公務員の経歴等を合算して15年以上となる者
- ② 委員7人のうち、委員長を含む2人は大統領が指名し、5人は国会の推薦を受けて第1項により任命し、又は委嘱する。この場合において、国会は、委員を推薦するときは、大統領が所属し、又は所属していた政党の交渉団体⁽¹¹⁾が常任委員1人を含む2人を推薦し、それ以外の交渉団体が、常任委員1人を含む3人を推薦する。
- ③ 副委員長は、常任委員の中から定め、委員会において互選する。

第6条（委員長）

- ① 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を主宰し、所管事務を統括する。
- ② 委員長は、必要な場合は国務会議に出席して発言することができ、その所管事務に関して国務総理⁽¹²⁾に議案の提出を建議することができる。
- ③ 委員長は、国会に出席して委員会の所管事務に関して意見を陳述することができ、国会の要求があるときは、出席して報告し、又は答弁しなければならない。
- ④ 委員長は、やむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、副委員長及び委員会があらかじめ定めた委員の順でその職務を代行する。
- ⑤ 国会は、委員長がその職務を遂行⁽¹³⁾する過程で憲法又は法律に違反したときは、弾劾の訴追を議決することができる。

第7条（委員の任期）

- ① 委員の任期は3年とし、1回に限り続けて再任することができる。
- ② 委員の欠員が生じたときは、欠員となった日から遅滞なく補欠委員を任命し、又は委嘱しなければならない。補欠委員の任期は前任者の任期の残りの期間とする。

第8条（身分保障等）

- ① 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意思に反して免職又は解嘱されない。
 1. 長期間、心身の障害により職務を遂行することができなくなった場合

(8) ジャーナリズム、メディア、コミュニケーション等を研究する学問分野。

(9) 公務員の職務の級（局長級）を指す。

(10) 政府高官（局長級以上）の省庁横断的かつ効率的な人事管理のために設置された人事グループであり、国家公務員法第2条の2に設置根拠を有する。

(11) 日本の国会の会派に相当し、20人以上で結成することができる（国会法第33条）。

(12) 国務総理は、大統領を補佐し、行政に関して、大統領の命を受けて行政各部を統括する（大韓民国憲法〔대한민국헌법〕（헌법 제10호）第86条）。

(13) 原文の原綴及び直訳は「집행（執行）」。

2. 第10条の欠格事由に該当する場合
 3. この法律又は他の法律による職務上の義務に違反した場合
 4. この法律又は他の法律による委員会の所管職務に関連して不当な利益を得た場合
- ② 委員は、職務を遂行するときは、外部の不当な指示又は干渉を受けない。

第9条（兼職禁止等）

- ① 委員長、副委員長、常任委員は、公務外の営利を目的とする業務に従事することができず、他の職務を兼ねることができない。
- ② 委員は、政治活動に関与することができない。
- ③ 第1項による営利を目的とする業務の範囲⁽¹⁴⁾に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ④ 委員会の委員のうち、公務員でない委員は、「刑法」⁽¹⁵⁾その他の法律による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

第10条（欠格事由）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。
 1. 「政党法」⁽¹⁶⁾第22条による党员
 2. 放送・通信関連事業に従事し、又は委員の任命若しくは委嘱前3年以内に従事していた者
 3. 「国家公務員法」⁽¹⁷⁾第33条各号のいずれかに該当する者⁽¹⁸⁾
 4. 弾劾決定⁽¹⁹⁾により罷免された者
 5. 「公職選挙法」⁽²⁰⁾第2条による選挙により就任する公職⁽²¹⁾を退職した日から3年が経過しない者
 6. 「大統領職の引継ぎに関する法律」⁽²²⁾第6条による大統領職引継委員会の委員の身分を喪失した日から3年が経過しない者
- ② 第1項第2号による放送・通信関連事業に従事する者の具体的な範囲は、大統領令で定める。
- ③ 委員は、第1項各号のいずれかに該当することになったときは、当該職を当然に辞する。

第3章 委員会の所管事務

第11条（委員会の所管事務）

- ① 委員会の所管事務は、次の各号〔の事務〕とする。

(14) 原文の原綴及び直訳は「한계（限界）」。

(15) 「형법」（법률 제 21307 호）

(16) 「정당법」（법률 제 19922 호）

(17) 「국가공무원법」（법률 제 20627 호）

(18) 国家公務員法第33条では、国家公務員の欠格事由が規定されており、①成年被後見人、②禁錮以上の実刑が宣告され、その執行が終了し、又は免除された日から5年（未成年者に対する性犯罪の場合は20年）が経過しない者、③懲戒により免職処分を受けた時から一定期間（免職の種類により3年又は5年）が経過しない者等が該当する。

(19) 国会の弾劾訴追を受けて憲法裁判所が弾劾審判により大統領、裁判官等の高位公職者の罷免を決定すること。

(20) 「공직선거법」（법률 제 21066 호）

(21) 大統領、国会議員、地方議会議員及び地方公共団体の長。

(22) 「대통령직 인수에 관한 법률」（법률 제 14839 호）

1. 放送広告政策、編成評価政策、放送振興企画、放送政策企画、地上波放送政策、放送チャンネル政策、有料放送政策、ニューメディア政策、デジタル放送政策等の放送の振興及び規制に関する事項
 2. 調査企画総括、放送通信市場調査、放送通信利用者保護、視聴者の権利及び利益の増進、インターネット倫理、健全なインターネット利用環境の整備等の通信の規制及び利用者保護に関する事項
 3. 放送用周波数の管理に関する事項
 4. その他この法律又は他の法律において委員会の事務と定めた事項
- ② 第1項による委員会の所管事務に関する細部事項は、大統領令で定める。

第12条（委員会の審議・議決事項）

委員会は、所管事務のうち次の各号の事項を審議し、議決する。

1. 放送メディア基本計画及び通信規制基本計画に関する事項
2. 韓国放送公社⁽²³⁾の理事の任命推薦及び監事の任命に関する事項
3. 放送文化振興会⁽²⁴⁾の理事及び監事の任命に関する事項
4. 韓国教育放送公社⁽²⁵⁾の社長、理事及び監事の任命に関する事項
5. メディア多様性の調査及び算定に関する事項
6. 地上波放送事業者及びコミュニティラジオ放送事業者の許可、再許可、変更許可及び取消しに関する事項
7. 放送チャンネル使用事業者の承認、再承認、変更承認、登録、変更登録、申告、変更申告及び取消しに関する事項
8. 衛星放送事業者、総合有線放送事業者及び中継有線放送事業者の許可、再許可、変更許可及び取消しに関する事項
9. 音楽有線放送事業者及び電光板放送⁽²⁶⁾事業者の登録、変更登録及び取消しに関する事項
10. 「放送広告販売代行等に関する法律」⁽²⁷⁾による放送広告販売代行事業者の許可、再許可、変更許可、取消し、承認等に関する事項
11. 「インターネットマルチメディア放送事業法」⁽²⁸⁾によるインターネットマルチメディア放送事業者の許可、再許可、変更許可、承認、変更承認、登録及び取消しに関する事項
12. 放送事業者の禁止行為に対する調査及び制裁に関する事項
13. 「放送広告販売代行等に関する法律」による放送広告販売代行事業者の禁止行為に対する調査及び制裁に関する事項
14. 「インターネットマルチメディア放送事業法」によるインターネットマルチメディア放送事業者の禁止行為に対する調査及び制裁に関する事項

(23) 「放送法」(「방송법」(법률 제 21066 호)) 第43条に設置根拠を有する韓国の公営放送。略称は「KBS」。

(24) 「放送文化振興会法」(「방송문화진흥회법」(법률 제 21066 호))に設置根拠を有する特殊法人。韓国の地上波放送局の一つである文化放送(略称「MBC」)の筆頭株主を務める。

(25) 「韓国教育放送公社法」(「한국교육방송공사법」(법률 제 21066 호))に設置根拠を有する教育分野専門の公営放送。略称は「EBS」。

(26) 常時又は一定期間継続して電光掲示板に報道を含む放送番組を表示する放送(放送法第2条第10号)。

(27) 「방송광고판매대행 등에 관한 법률」(법률 제 21066 호)

(28) 「인터넷 멀티미디어 방송사업법」(법률 제 21066 호)

15. 電気通信事業者の禁止行為に対する調査及び制裁に関する事項
16. 放送事業者、「インターネットマルチメディア放送事業法」によるインターネットマルチメディア放送事業者及び電気通信事業者相互の間の紛争調停等に関する事項
17. 「放送広告販売代行等に関する法律」による放送広告販売代行業者相互の間の紛争調停等に関する事項
18. 視聴者の苦情の処理及び放送通信利用者の保護に関する事項
19. 視聴者メディア財団の運営に関する事項
20. 普遍的視聴権⁽²⁹⁾の保障に関する事項
21. 放送評価委員会⁽³⁰⁾の構成及び運営に関する事項
22. 放送事業者の視聴占有率の制限等に関する事項
23. 第18条による放送メディア通信審議委員会の審議及び議決による制裁等に関する事項
24. 地域放送発展委員会⁽³¹⁾の構成及び運営に関する事項
25. 放送の振興及び規制並びに通信の規制に関する研究調査及び支援に関する事項
26. 放送の振興及び規制並びに通信の規制に関する国際協力に関する事項
27. 放送用周波数の管理に関する事項
28. 放送の番組及び広告の運用、編成、販売、流通及び伝送等に関する事項
29. 放送・通信関連基金の造成、管理及び運用に関する事項
30. 付加通信サービスの提供者に対する紛争調停及び是正要求並びに利用者保護に関する事項（このうち科学技術情報通信部⁽³²⁾所管事項を除く。）
31. 所管法令及び委員会規則の制定、改正及び廃止に関する事項
32. 委員会の予算及び編成に関する事項
33. この法律又は他の法律による委員会の審議・議決事項

第4章 委員会の運営

第13条（会議）

- ① 委員会の会議は、4人以上の委員の要求があるときに委員長が招集する。ただし、委員長は、単独で会議を招集することができる。
- ② 委員会の会議は、4人以上の出席により開き、出席委員の過半数の賛成により議決する。
- ③ 委員は、議案を提起することができる。
- ④ 委員会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議決により非公開とすることができる。
 1. 公開することにより、国家安全保障を損なうおそれがある場合

(29) 国民的関心が非常に高い体育競技大会その他の重要行事等に関する放送を一般国民が視聴することができる権利（放送法第2条第25号）。

(30) 放送法第31条に設置根拠を有し、放送メディア通信委員会の下に設置される。同委員会が放送事業者の放送番組の内容、編成、運営等に関して実施する総合評価を効率的に実施することを目的としている。

(31) 地域放送発展支援特別法（「지역방송발전지원 특별법」(법률 제 21066 호)）第9条に設置根拠を有し、放送メディア通信委員会の下に設置される。地域放送の発展及び地域放送コンテンツの競争力強化、流通構造改善等を支援することを目的としている。

(32) 部は日本の省に相当。

2. 他の法令により機密に分類され、又は公開が制限された内容が含まれている場合
3. 公開することにより、個人、法人及び団体の名誉を毀損し、又は正当な利益を損なうおそれがあると認められる場合
4. 監査、人事管理等に関する事項であって、公開することにより、公正な業務遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合
- ⑤ 委員会は、委員会規則で定めるところにより会議録を作成し、保存しなければならない。
- ⑥ 委員会の公開される会議を会議場において傍聴しようとする者は、身分を証明することができる身分証を提示し、会議開催前までに傍聴券の発券を受け、傍聴することができる。この場合において、委員長は、会議の適切な運営及び秩序維持のために必要なときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。
- ⑦ 委員会の会議運営に関してその他必要な事項は、委員会規則で定める。

第14条（委員の除斥、忌避及び回避）

- ① 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職務遂行から除斥される。
 1. 委員又はその配偶者であり、若しくは配偶者であった者が、当該事案の当事者となり、又は当該事案に関して共同の権利者若しくは共同の義務者の関係にある場合
 2. 委員が、当該事案の当事者と親族関係にあり、又はあった場合
 3. 委員が、当該事案に関して証言又は鑑定をした場合
 4. 委員が、当該事案に関して当事者の代理人として関与し、又は関与した場合
 5. 委員が、当該事案の対象となった処分又は不作為に関与した場合
- ② 委員会は、職権又は当事者の申請により除斥の決定を行う。
- ③ 委員に審議及び議決の公正を期待することが困難な事情がある場合は、当事者は忌避の申立てをすることができ、委員会は議決によりこれを決定する。ただし、同一の案件について2人以上の委員を忌避することはできない。
- ④ 委員は、第1項又は第3項の事由がある場合は、当該事案について回避することができる。

第15条（専門委員会等の設置）

- ① 委員会は、その所管事務に関して実務的な諮問、審議・議決事項に関する事前検討又は委員会から委任を受けた事務の効率的な遂行のために必要な場合は、委員会の下に専門委員会又は特別委員会等を置くことができる。
- ② 第1項による専門委員会・特別委員会等の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第16条（年次報告書）

- ① 委員会は、毎会計年度終了後3か月以内に当該会計年度の委員会の業務遂行に関する報告書を国会に提出しなければならない。
- ② 委員会は、第1項の報告書を公表しなければならない。

第17条（事務組織）

- ① 委員会の事務を処理するため、委員会に必要な事務組織を置く。
- ② 事務組織の職員は、放送通信職の一般職公務員とし、大統領令で定めるところにより、[別途] 放送通信職以外の公務員を置く。
- ③ 事務組織の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第5章 放送メディア通信審議委員会

第18条（放送メディア通信審議委員会の設置等）

- ① 放送内容の公共性及び公正性を保障 [するとともに]、情報通信における健全な文化を広め、情報通信の正しい利用環境を整備するため、独立して事務を遂行する放送メディア通信審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。
- ② 審議委員会は、9人の委員で構成する。この場合において、審議委員会の委員長（以下「審議委員長」という。）1人、副委員長1人を含む3人の委員を常任とする。
- ③ 審議委員会の委員（以下「審議委員」という。）は、大統領が任命し、又は委嘱する。この場合において、3人は国会議長が国会の各交渉団体の代表議員と協議し、推薦した者を委嘱し、3人は国会の所管常任委員会⁽³³⁾において推薦した者を委嘱する。
- ④ 審議委員長1人、副委員長1人を含む常任委員3人は互選し、報酬等の処遇に関して必要な事項は、審議委員会規則で定める。
- ⑤ 第4項により互選された審議委員長は、国会の人事聴聞を経て大統領が任命し、審議委員長は政務職公務員として補される。
- ⑥ 審議委員の任期は3年とし、1回に限り続けて再任することができる。ただし、事故により欠員が生じた場合に委嘱される補欠審議委員の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。
- ⑦ 審議委員会の構成及び運営に関してその他必要な事項は、大統領令で定める。

第19条（審議委員長）

- ① 審議委員長は、審議委員会を代表し、審議委員会の会議を主宰し、所管事務を統括する。
- ② 審議委員長は、所管事務に関して國務総理に議案の提出を建議することができる。
- ③ 審議委員長は、国会の要求があるときは、出席して報告し、又は答弁しなければならない。
- ④ 審議委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、副委員長及び審議委員会があらかじめ定めた審議委員の順でその職務を代行する。
- ⑤ 国会は、審議委員長がその職務を遂行⁽³⁴⁾する過程で憲法又は法律に違反したときは、弾劾の訴追を議決することができる。

第20条（審議委員の欠格事由）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、審議委員になることができない。
 1. 「国家公務員法」第2条又は「地方公務員法」⁽³⁵⁾第2条による国家公務員又は地方公務員。ただし、「教育公務員法」⁽³⁶⁾第2条第1項による教育公務員⁽³⁷⁾、「法院組織法」⁽³⁸⁾第4条若しくは第5条による大法官⁽³⁹⁾若しくは判事⁽⁴⁰⁾又は〔この法律〕第18条第5項により政務職公務員になった者を除く。

(33) 科学技術情報放送通信委員会。

(34) 原文の原綴及び直訳は「집행（執行）」。

(35) 「지방공무원법」（법률 제 20621 호）

(36) 「교육공무원법」（법률 제 21008 호）

(37) 教育機関に勤務する教員、教育行政機関に勤務する奨学官等（教育公務員法第2条第1項）。なお、奨学官とは教育行政に従事する教育職公務員を指す。

(38) 「법원조직법」（법률 제 21065 호）。なお、法院は日本の裁判所に相当。

(39) 大法院（日本の最高裁判所に相当）の裁判官。大法院長（日本の最高裁判所長官に相当）を含む14人から成る（法院組織法（「법원조직법」（법률 제 21065 호））第4条）。

(40) 大法官以外の裁判官（法院組織法第5条）。

2. 「政党法」第 22 条による党员
 3. 放送・通信関連事業に従事し、又は〔審議〕委員の任命若しくは委嘱前 3 年以内に従事していた者
 4. 「国家公務員法」第 33 条各号のいずれかに該当する者
 5. 「公職選挙法」第 2 条による選挙により就任する公職を退職した日から 3 年が経過しない者
 6. 「大統領職の引継ぎに関する法律」第 6 条による大統領職引継委員会の委員の身分を喪失した日から 3 年が経過しない者
- ② 第 1 項第 3 号による放送・通信関連事業に従事する者の具体的な範囲は、大統領令で定める。

第 21 条（審議委員の身分保障等）

- ① 審議委員は、職務を遂行するときは、外部の不当な指示又は干渉を受けない。
- ② 審議委員の身分保障に関しては、第 8 条第 1 項を準用する。この場合において、同項第 2 号中「第 10 条」は、「第 20 条」に読み替える。
- ③ 審議委員長、副委員長等の常任の審議委員の兼職禁止等に関しては、第 9 条を準用する。

第 22 条（審議委員会の職務）

審議委員会の職務は、次の各号のとおりである。

1. 「放送法」⁽⁴¹⁾ 第 32 条による事項の審議及び議決⁽⁴²⁾
2. 「放送法」第 100 条による制裁措置等⁽⁴³⁾ についての審議及び議決
3. 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」⁽⁴⁴⁾ 第 44 条の 7 による事項⁽⁴⁵⁾ の審議
4. 電気通信回線を通じて一般に公開され、流通する情報のうち、健全な通信倫理の醸成のために必要な事項として大統領令で定める情報の審議及び是正要求
5. 電気通信回線を利用して流通する情報の健全化に関する事項
6. 情報通信の正しい利用環境の整備のための国際協力に関する事項
7. 審議委員会の事業計画、予算及び決算に関する事項
8. 審議委員会規則の制定、改正及び廃止に関する事項
9. 他の法令により審議委員会の審議事項として定めた事項

第 23 条（会議等）

- ① 審議委員会の会議は、定期会議と臨時会議に区分する。
- ② 審議委員会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議委員会の議決により非公開とすることができる。
 1. 公開することにより、国家安全保障を損なうおそれがある場合

(41) 「방송법」(법률 제 21066 호)

(42) 放送内容等が公正性及び公共性を維持しているか否か、並びに公的責任を果たしているか否かに関する事後の審議及び議決(放送法第 32 条)。

(43) 放送法第 33 条により定める審議委員会の審議規程等に違反した放送事業者等に対する、審議委員会が命じる放送番組の修正、関係者の懲戒等(放送法第 100 条)。

(44) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률」(법률 제 21066 호)

(45) 情報通信ネットワークを通じて流通することが禁じられる不法情報等に係る事項(情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律第 44 条の 7)。

2. 他の法令により機密に分類され、又は公開が制限された内容が含まれている場合
 3. 公開することにより、個人、法人及び団体の名誉を毀損し、又は正当な利益を損なうおそれがあると認められる場合
 4. 監査、人事管理等に関する事項であって、公開することにより公正な業務遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合
- ③ 審議委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席及び出席議員の過半数の賛成により議決する。
- ④ 第3項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報から迅速に利用者又は被害者を保護する必要がある[るため] 緊急に議決する必要があるときは、審議委員会規則で定めるところにより、書面（電子文書を含む。）により議決することができる。この場合において、在籍委員の過半数の賛成により議決する。
1. 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」⁽⁴⁶⁾ 第14条による撮影物⁽⁴⁷⁾又は複製物（複製物の複製物を含む。）等に該当する内容の情報
 2. 「麻薬類管理に関する法律」⁽⁴⁸⁾において禁止する麻薬類の使用、売買、売買のあっせん等に該当する内容の情報
 3. 法令により禁止される賭博又は射幸行為に該当する内容の情報
 4. 国外にサーバーを置き、国内の利用者に提供される情報のうち、「著作権法」⁽⁴⁹⁾による著作権その他同法により保護される権利を侵害する内容の情報
 5. 「電気通信金融詐欺被害防止及び被害金返還に関する特別法」⁽⁵⁰⁾ 第2条第2号による電気通信金融詐欺⁽⁵¹⁾等の詐欺又は不正な方法により金融取引を行い国民の財産に重大なリスクをもたらすおそれのある内容の情報
 6. 「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律」⁽⁵²⁾ 第2条の2第3号による自殺誘発情報
 7. 「臓器等の移植に関する法律」⁽⁵³⁾ 第4条第1号による臓器等の売買、売買のあっせん等に該当する内容の情報
 8. 「個人情報保護法」⁽⁵⁴⁾ 第2条第1号による個人情報の売買、売買のあっせん等に該当する内容の情報
 9. 「銃砲・刀剣・火薬類等の安全管理に関する法律」⁽⁵⁵⁾ 第8条の2による銃砲及び火薬類（生命及び身体に危害を及ぼし得る爆発力を有する物を含む。）を製造することができる方法

(46) 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법」(법률 제 21066 호)

(47) カメラ等を利用して性的な欲望又は羞恥心を誘発し得るような人の身体を撮影した撮影物のうち、撮影対象者の意思に反して撮影、頒布等を行った撮影物（性暴力犯罪の処罰等に関する特例法第14条）。

(48) 「마약류 관리에 관한 법률」(법률 제 21236 호)

(49) 「저작권법」(법률 제 21336 호)

(50) 「전기통신금융사기 피해 방지 및 피해금 환급에 관한 특별법」(법률 제 21320 호)

(51) 電気通信を利用して他人を欺き、又は恐喝することにより、資金若しくは財産上の利益を取得し、又は第三者に資金若しくは財産上の利益を取得させる行為（電気通信金融詐欺被害防止及び被害金返還に関する特別法第2条第2号）。

(52) 「자살예방 및 생명존중문화 조성을 위한 법률」(법률 제 21265 호)

(53) 「장기등 이식에 관한 법률」(법률 제 20329 호)

(54) 「개인정보 보호법」(법률 제 20897 호)

(55) 「총포·도검·화약류 등의 안전관리에 관한 법률」(법률 제 20656 호)

又は設計図等に該当する内容の情報

- ⑤ 審議委員会は、その所管職務のうち一部を分担して効率的に遂行するために小委員会を置き、又は特定の分野についての諮問等のために特別委員会を置くことができる。
- ⑥ 審議委員会の公開される会議を会議場において傍聴しようとする者は、身分を証明することができる身分証を提示し、会議開催前までに傍聴券の発券を受け、傍聴することができる。この場合において、審議委員長は、会議の適切な運営及び秩序維持のために必要なときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。
- ⑦ 審議委員会の会議運営、小委員会又は特別委員会の構成及び運営に関してその他必要な事項は、大統領令で定める。

第24条（審議委員の除斥、忌避及び回避）

審議委員の除斥、忌避及び回避に関しては、第14条を準用する。この場合において、「委員」は「審議委員」に、「委員会」は「審議委員会」に読み替える。

第25条（審議規程の制定及び公布）

審議委員会は、第22条による職務を遂行するときに必要な次の各号の審議規程を制定し、公表する。

1. 「放送法」第33条による放送審議に関する規程⁽⁵⁶⁾
2. 第22条第3号及び第4号〔の事項〕を審議するための情報通信に関する審議規程

第26条（制裁措置等）

- ① 審議委員会は、放送又は情報通信の内容が、第25条の審議規程に違反すると判断する場合は、次の各号のいずれかの制裁措置等を決定することができる。
 1. 「放送法」第100条第1項による制裁措置、勧告又は意見提示
 2. 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第44条の7による不法情報の流通に対する取扱いの拒否、停止又は制限
- ② 審議委員会は、第1項の制裁措置及び第22条第4号の是正要求を決定しようとするときは、あらかじめ当事者又は代理人に意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、第22条第4号の是正要求を決定しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見陳述の機会を与えないことができる。
 1. 公共の安全又は福祉のために緊急に是正要求をする必要がある場合
 2. 意見聴取が明らかに困難であり、又は明白に不必要な場合であって、当該当事者の連絡先を知り得ない場合
 3. 意見聴取が明らかに困難であり、又は明白に不必要な場合であって、法院の確定判決等により是正要求の前提となる事実が客観的に証明され、是正要求に伴う意見陳述が不必要であると判断される場合
 4. 意見陳述の機会を放棄するという意思を明白に表示した場合
- ③ 審議委員会は、第1項の制裁措置を決定したときは、委員会に遅滞なく制裁措置の処分を要請しなければならない。
- ④ 審議委員長は、第22条第1号から第4号までの職務を遂行するために必要な場合は、放

(56) 放送メディア通信審議委員会が、放送の公正性及び公共性を審議するために制定する審議規程（放送法第33条第1項）。

送事業者、中継有線放送事業者、電光板放送事業者、外注制作〔会〕社、インターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者又は「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第3号の情報通信サービス提供者（以下この条において「放送事業者等」という。）に、審議に必要な資料の提出を要求することができる。この場合において、資料提出の要求を受けた放送事業者等は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。

- ⑤ 委員会は、第3項により審議委員会から制裁措置の処分の要求を受けたときは、「放送法」又は「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」で定めるところにより、当該事業者等に対して当該制裁措置の処分を命令しなければならない。
- ⑥ 審議委員会が是正要求をするときは、当事者に当該処分に関して行政審判及び行政訴訟を提起することができるか否か、その他不服を申し立てることができるか否か、〔これらに係る〕請求手続及び請求期間その他必要な事項を知らせなければならない。
- ⑦ 審議委員長は、第4項の資料提出要求に放送事業者等が従わず、又は虚偽の資料を提出した場合は、委員長に当該事実を通報しなければならない。

第27条（事務局）

- ① 審議委員会の事務を処理するため、審議委員会に事務局を置く。
- ② 事務局に事務総長1人及び必要な職員を置き、審議委員長が任命する。
- ③ 事務局の組織に関して必要な事項は大統領令で定め、その運営及び〔職員の〕報酬等に関して必要な事項は、審議委員会規則で定める。
- ④ 審議委員（審議委員長を除く。）、事務総長その他事務局職員は、「刑法」その他の法律による罰則を適用するときは、それぞれ公務員とみなす。

第28条（清廉及び秘密保持の義務）

- ① 審議委員、第23条による特別委員、第27条第2項による事務局の職員（事務総長を含む。以下この条において同じ。）は、この法律により審議を受ける放送・情報通信関連事業に従事する者から金品その他の利益の提供を受けてはならない。
- ② 審議委員、第23条による特別委員、第27条第2項による事務局の職員又はこれらの職にあった者は、職務上知り得た情報を他人に漏えいし、又は職務上の目的外で使用してはならない。

第29条（予算）

国は、次の各号の基金又は国庫から審議委員会の運営等に必要な経費を支給することができる。

1. 「放送通信発展基本法」⁽⁵⁷⁾第24条による放送通信発展基金⁽⁵⁸⁾
2. 「情報通信産業振興法」⁽⁵⁹⁾第41条による情報通信振興基金⁽⁶⁰⁾
3. その他大統領令で定める基金

第30条（審議委員会規則）

審議委員会は、第22条第8号により審議委員会規則を制定、改正又は廃止しようとする

(57) 「방송통신발전 기본법」(법률 제 21066 호)

(58) 科学技術情報通信部と放送メディア通信委員会が放送通信の振興を支援するために設置する基金（放送通信発展基本法第24条）。

(59) 「정보통신산업 진흥법」(법률 제 21154 호)

(60) 政府が情報通信の振興を支援するために設置する基金（情報通信産業振興法第41条）。

ときは、20 日以上予告〔期間〕及び審議委員会の議決を経なければならない。この場合において、審議委員会は、これを官報に掲載し、公布しなければならない。

第 31 条（過料）

- ① 正当な事由なく第 26 条第 4 項による資料提出を行わず、又は虚偽の資料を提出した者は、3 千万ウォン⁽⁶¹⁾以下の過料を科す。
- ② 第 1 項による過料は、大統領令で定めるところにより委員会が科し、徴収する。

附 則〔<法律第 21066 号、2025.10.1.>〕

第 1 条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。ただし、附則第 7 条により改正される法律のうち、この法律の施行前に公布され、施行日が到来していない法律を改正した部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第 2 条（他の法律の廃止）

「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」⁽⁶²⁾を廃止する。

第 3 条（組織の廃止及び新設に伴う所管事務等に対する経過措置）

- ① この法律の施行の際、「放送法」、「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」、政府組織関連法律その他の法律による従前の放送通信委員会及び科学技術情報通信部長官の所管事務のうち、第 11 条第 1 項の事務は、放送メディア通信委員会が承継する。
- ② この法律の施行の際、従前の規定により放送通信委員会、科学技術情報通信部長官等（以下この項において「放送通信委員会等」という。）が行った行為又は放送通信委員会等に対し行った行為は、この法律による放送メディア通信委員会が行い、又は放送メディア通信委員会に対して行ったものとみなす。
- ③ この法律の施行の際、第 1 項の承継事務と関連した施行令、規則等は、放送メディア通信委員会の規則等とみなす。

第 4 条（公務員に対する経過措置）

この法律の施行の際、科学技術情報通信部所属公務員のうち大統領令で定める公務員及び放送通信委員会所属公務員（政務職を除く。）は、放送メディア通信委員会所属公務員とみなす。

第 5 条（放送メディア通信審議委員会の所管事務、権利義務及び雇用関係に関する経過措置）

- ① この法律の施行の際、従前の「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第 18 条から第 30 条までによる放送通信審議委員会の所管事務は、この法律による放送メディア通信審議委員会が包括承継する。
- ② この法律の施行の際、従前の「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第 18 条から第 30 条までによる放送通信審議委員会の権利義務及び財産は、この法律による放送メディア通信審議委員会が包括承継し、当該財産及び権利義務に関する登記簿その他の公簿に表示された放送通信審議委員会の名義は、この法律による放送メディア通信審議委員会の名義とみなす。

(61) 1 ウォンは約 0.11 円（令和 8 年 5 月分報告省令レート）。

(62) 「방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률」（법률 제 21043 호）

- ③ この法律の施行の際、従前の「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第 18 条から第 30 条までによる放送通信審議委員会の職員の雇用関係は、この法律による放送メディア通信審議委員会が包括承継する。
- ④ この法律の施行の際、従前の規定により放送通信審議委員会が行った行為又は放送通信審議委員会に対して行われた行為は、この法律による放送メディア通信審議委員会の行為又は放送メディア通信審議委員会に対 [して行った] 行為とみなす。
- ⑤ この法律の施行前に、国が従前の「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第 28 条により基金又は国庫から放送通信審議委員会に支給し、又は支給することにした経費は、放送メディア通信審議委員会に支給し、又は支給することにしたものとみなす。
- ⑥ 附則第 2 条にかかわらず、この法律の施行の際、放送メディア通信審議委員会事務局の組織、運営、[職員の] 報酬等は、この法律による放送メディア通信審議委員会規則が制定され、施行されるときまで従前の放送通信審議委員会規則による。
- ⑦ 附則第 2 条にかかわらず、この法律の施行の際、従前の規定による放送通信審議委員会の審議規程は、この法律による放送メディア通信審議委員会の審議規程とみなす。

第 6 条（審議委員長の国会人事聴聞に関する適用例）

第 18 条第 5 項は、この法律の施行後に任命される審議委員長から適用する。

第 7 条（他の法律の改正） [略]

第 8 条（他の法令との関係）

- ① この法律の施行の際、他の法令において「放送通信委員会」又は「放送通信委員会委員長」を引用している場合は、この法律による「放送メディア通信委員会」又は「放送メディア通信委員会委員長」を引用したものとみなす。
- ② この法律の施行の際、他の法令において「放送通信審議委員会」又は「放送通信審議委員会委員長」を引用している場合は、この法律による「放送メディア通信審議委員会」又は「放送メディア通信審議委員会委員長」を引用したものとみなす。
- ③ この法律の施行の際、他の法令において従前の「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」又は当該法律の規定を引用している場合において、この法律の中にそれ [ら] に該当する規定があるときは、従前の「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」又は当該法律の規定に替えて、この法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

附 則 [<法律第 21379 号、2026.2.19. >]

この法律は、公布した日から施行する。

(ふじわら なつと)